

26. (Gno.76) オーストリア共和国法の比較法的研究

代表：鈴木 博人

2016/02/16 (承認) 2016 年度 (開始)

【研究の目的】

日本では、ドイツ法との比較法研究は広範かつ深く行われている。これに対して、ドイツ語圏の他の諸国についての研究は必ずしも十分に行われているとは言えない。本研究では、同じくドイツ語圏とはいいながら、ドイツ法とは異なる多くの要素をもつオーストリア法について、公法・私法の枠組を超えて総合的に研究することにより同国法の情報を広く収集するとともに、ドイツ法等も視野に入れた日本法との比較法研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

直接オーストリア法を扱ったものではないが、ミュンスター大学ハイダーホフ教授の講演会に研究グループとして情報共有をして参加した(ハイブリッド形式)。

- ① 5月22日(月)「婚姻イメージの変化と婚姻法の変動——基本法6条1項を背景とした婚姻法の現代的課題」
- ② 5月27日(土)「現代出自法の目的に関する比較法的考察」